

○	天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）	（抄）	1
○	皇室典範（昭和二十二年法律第三号）	—	4
○	皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）	（抄）	9
○	皇室経済法施行法（昭和二十二年法律百十三号）	（抄）	9
○	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）	（抄）	9
○	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	（抄）	10
○	輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）	（抄）	10
○	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）	（抄）	11
○	位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）	（抄）	12
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	13
○	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（抄）	13
○	警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）	（抄）	14
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）	（抄）	14
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）	（抄）	14
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）	（抄）	15
○	採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）	（抄）	15
○	国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）	（抄）	15

○ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

（上皇）

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

2 上皇の敬称は、陛下とする。

3 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範（第二条、第二十八条第二項及び第三項並びに第三十条第二項を除く。）に定める事項については、皇族の例による。

（上皇后）

第四条 上皇の後は、上皇后とする。

2 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

（皇位継承後の皇嗣）

第五条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十一条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。
- 2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があつたときは、その効力を失う。

(皇室典範の一部改正)

第三条 皇室典範の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）は、この法律と一体を成すものである。

(上皇に関する他の法令の適用)

第四条 上皇に関しては、次に掲げる事項については、天皇の例による。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第三十四章の罪に係る告訴及び檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）の規定による檢察審査員の職務
- 二 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）その他の政令で定める法令に定める事項
- 2 上皇に関しては、前項に規定する事項のほか、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。
- 3 上皇の御所は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号ホに掲げる施設とみなす。

(上皇后に関する他の法令の適用)

第五条 上皇后に関しては、次に掲げる事項については、皇太后の例による。

- 一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び檢察審査会法の規定による檢察審査員の職務
- 二 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項

(皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用)

第六条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に対しては、皇室経済法第六条第三項第一号の規定にかかわらず、同条第一項の皇族費のうち年額によるものとして、同項の定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出するものとする。この場合において、皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)第十条の規定の適用については、同条第一項中「第四項」とあるのは、「第四項並びに天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)附則第六条第一項前段」とする。

2 附則第四条第三項の規定は、第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族の御在所について準用する。

(贈与税の非課税等)

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室経済法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

2 前項の規定により贈与税を課さないこととされた物については、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十九条第一項の規定は、適用しない。

(意見公募手続等の適用除外)

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第六章の規定は、適用しない。

- 一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づく政令
- 二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
 - 二 皇長孫
 - 三 その他の皇長子の子孫
 - 四 皇次子及びその子孫
 - 五 その他の皇子孫
 - 六 皇兄弟及びその子孫
 - 七 皇伯叔父及びその子孫
- ② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。
- ③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位継承の順序を変えることができる。

第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとするができる。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

第十六条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

第十七条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫

二 親王及び王

三 皇后

四 皇太后

五 太皇太后

六 内親王及び女王

② 前項第二号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

第十八条 摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

第十九条 摂政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となつたときは、先順位にあつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

第二十条 第十六条第二項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

第二十一条 摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第二十二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

第二十三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。

② 前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

第二十四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

第二十六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

第二十七条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第二十八条 皇室会議は、議員十人でこれを組織する。

② 議員は、皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

③ 議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第二十九条 内閣総理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。

第三十条 皇室会議に、予備議員十人を置く。

② 皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八条第三項の規定を準用する。

③ 衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び参議院の議員の互選による。

④ 前二項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。

⑤ 内閣総理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う者として指定された国務大臣を以て、これに充てる。

⑥ 宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。

⑦ 議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

第三十一条 第二十八条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第三十二条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。

第三十三条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

② 皇室会議は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

第三十四条 皇室会議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第三十五条 皇室会議の議事は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

② 前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六条 議員は、自分の利害に特別の関係のある議事には、参与することができない。

第三十七条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

附 則

① この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

② 現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六条の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。

③ 現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。

○ 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）（抄）

第二条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

一～三 （略）

四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第四条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

②③④ （略）

○ 皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）（抄）

第二条 法第二条第四号の一定価額は、左の各号による。

- 一 天皇及び法第四条第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額は千八百万円、譲受の価額は六百万円とする。
- 二 前号以外の皇族については、賜与及び譲受の価額は、それぞれ百六十万円とする。ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ三十五万円とする。

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
- 二～十八 （略）

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民經濟の健全な發展を図るため、我が国が締結した条約その他の國際約束を誠実に履行するため、國際平和のための國際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○ 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）（抄）

（輸入の承認）

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、經濟産業省令で定める手続に従い、經濟産業大臣の承認を受けなければならない。

一 一三 （略）

2・3 （略）

（輸入割当て）

第九条 第三条第一項の規定により輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目の貨物を輸入しようとする者は、經濟産業大臣に申請して、当該貨物の輸入に係る輸入割当てを受けた後でなければ、第四条第一項の規定による輸入の承認を受けることができない。ただし、輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が当該貨物を輸入しようとする場合において、經濟産業大臣が定める場合に該当するときは、又は經濟産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 4 （略）

(特例)

第十四条 第四条及び第九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要がある場合として経済産業大臣が定める場合は、この限りでない。

一 別表第一に掲げる貨物を輸入しようとするとき。

二・三 (略)

別表第一(第十四条関係)

一〇七 (略)

八 天皇及び内廷にある皇族の使用に供される貨物

九〇二十二 (略)

○ 警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄)

(任務及び所掌事務)

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2・3 (略)

4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一〇十五 (略)

十六 皇宮警察に関すること。

十七〇二十六 (略)

5〇7 (略)

(皇宮警察本部)

第二十九条 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に関する事務をつかさどる。

3～5 (略)

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一～七 (略)

八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費

九～十三 (略)

2・3 (略)

(皇宮護衛官の階級、職務等)

第六十九条 (略)

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3 皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、国家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

4～6 (略)

○ 位階令 (大正十五年勅令第三百二十五号) (抄)

第十三条 本令ハ皇族、王族及公族ニ之ヲ適用セス

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条（略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 三十四（略）

三十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）第三百四十九条の三第十九項において「平成十三年旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（第五項において「旅客会社等」という。）が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるもの

三十六 四十四（略）

3 10（略）

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第三百四十八条第二項第三十五号の車両）

第五十一条の十五 法第三百四十八条第二項第三十五号に規定する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるものは、無償で専ら天皇及び皇族の用に供する車両とする。

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

一 七 （略）

八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費

イ （略）

ロ 天皇又は皇族に対する犯罪

ハ ナ （略）

九 十三 （略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（国賓等の輸送）

第百条の五 防衛大臣は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者（次項において「国賓等」という。）の輸送を行うことができる。

2 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（国賓等の範囲）

第百二十六条の十六 法第百条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 天皇及び皇族

二 六 （略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）

第四十五条の二 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一・二 （略）

三 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

四 （略）

②④ （略）

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（抄）

（採用試験における対象官職）

第一条 （略）

2 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、次に掲げるものとする。

一 天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職

二④ （略）

3・4 （略）

○ 国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）（抄）

（委任による臨時代行）

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。